

ウェルカムしらおいキャンペーン実施要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により落ち込んだ旅行需要の早期回復と周遊を図るため、白老町（以下「町」という。）内における観光施設等に対し、ウェルカムしらおいキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を行うため、必要な事項をこの要綱の定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 一般社団法人白老観光協会（以下、「観光協会」という。）が事務の取扱いを行う。

(キャンペーンの要件)

第3条 キャンペーンの内容は、次表に定めるものとし、国内に在住する者を対象とする。

事業概要
1人1泊あたりの宿泊費（4,001円以上）につき、10,000円未満の宿泊については半額、10,000円以上の宿泊については、5,000円を助成する。（小数点が発生した場合は、切り上げること。） キャンペーンの対象となる宿泊施設に宿泊した場合、町内で飲食・物販等を観光客向けに営業する対象施設で利用できる2,000円分のクーポンを配付する。

- 2 キャンペーンの対象となる期間は、観光協会が別に定める。
- 3 キャンペーンの対象となる宿泊施設において、1旅行当たりの泊数の上限については2泊までとする。
- 4 キャンペーンの宿泊施設対象となる宿泊商品の販売に際しては、素泊まりプランまたは宿泊・食事付きプランのみとし、プランに付属するオプションについては、対象外とする。
- 5 キャンペーンにおいて、キャンセルが発生した場合にかかる費用はキャンペーンの対象外とする。
- 6 次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。
 - (1) 感染症等の影響により、観光協会がキャンペーンの停止を求めている期間
 - (2) 国又は北海道（以下、「道」という。）からの助成等を受けて販売しているもの。
 - (3) 国又は道が参加事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの。（例：招待旅行、研修旅行など）
 - (4) 国又は道が他の団体に業務を委託して第3号と同様に実施するもの。
 - (5) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
 - (6) 感染症対策に係る施設側の指示に利用者が従わない場合
 - (7) クーポンにおいて、換金性が高いものへの利用等
(現金への引換、公共料金、保険適用の医療・介護サービス、各種商品券、印紙、切手、官製はがき、電子マネーへのチャージ、プリペイドカード、たばこ、町指定ごみ袋、家賃や駐車場利用、事業者間の決済等)
 - (8) その他、観光協会が不相当と認めるもの

(参加事業者)

第4条 キャンペーンに参加する事業者(以下、「参加事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」または第6項「店舗型性風俗特殊営業」を営む者を除く。

- (1) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項及び第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む者
- (2) 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者
- (3) クーポン利用対象施設に参加する事業者において、観光客向けに飲食店及び物販等を営む者
- (4) 参加事業者として観光協会が適当と認めた者

(参加事業者の遵守事項)

第5条 参加事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 道が定めた「新北海道スタイル」を遵守し、施設内の感染症対策を十分に講じること。
- (2) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (3) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- (4) クーポンの取扱いには、善良な管理者の注意をもって、厳重に保管し、適切に処理すること。
- (5) 施設利用者又は施設従業員等が新型コロナウイルス感染症に陽性となった場合、速やかに観光協会に報告すること。
- (6) 感染症等の影響により、観光協会がキャンペーンの停止を求めた場合における、キャンセル料を商品の購入者並びに観光協会には、求めないこと。

(キャンペーンの参加申込)

第6条 参加事業者は、次表に掲げる書類を観光協会に提出するものとし、提出期限及び部

数については別に定める。

提出書類
○宿泊施設事業者 ・ウェルカムしらおいキャンペーン参加申込書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号） ・旅館業営業許可証の写し又は住宅宿泊事業に係る届出番号が記載された標識の写し ○飲食・物販等施設事業者 ・ウェルカムしらおいキャンペーン参加申込書（様式第1号） ・誓約書（様式第2号）

（交付決定額の通知）

第7条 観光協会は、参加事業者の宿泊施設に対し、助成額を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の通知を受けた参加事業者は、宿泊施設利用者が宿泊に係る助成を受ける場合、宿泊施設利用者の代表者に対し、ウェルカムしらおいキャンペーン利用申込書（様式第4号）に記載及び申請させなければならない。

（交付決定額の変更）

第8条 観光協会は、第9条における実績報告の結果により、交付決定額を変更する場合、観光協会及び参加事業者が協議し、変更交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（実績報告及び助成金の請求）

第9条 参加事業者は、当月1日から末日までの実績報告及び助成金の請求について、関係書類を観光協会へ提出しなければならない。また、実績が無い場合においても毎月提出すること。

2 前項に定める実績報告の提出書類及び提出期日は、次表で定める。

提出書類	提出期日
○宿泊施設対象 ・実績報告書兼請求書（様式第6号） ・ウェルカムしらおいキャンペーン利用申請書（様式第4号） ○飲食・物販等施設対象 ・実績報告書兼請求書（様式第6号） ・利用済クーポン	翌月10日まで

（助成金の交付）

第10条 観光協会は、前条の規定による適正な請求書を受理した日から、30日以内に参加事業者の指定口座に助成金を支払うものとする。

（助成金の交付条件）

第11条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 参加事業者は、キャンペーンに係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 観光協会は、必要に応じて参加事業者から報告を求め、又は調査することができる。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 観光協会は、参加事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金を交付した後においても適用する。

(助成金の返還)

第14条 観光協会は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた参加事業者は、観光協会が指定する期日までに、直ちに助成金を返還しなければならない。

(不正利用の防止について)

第15条 参加事業者は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第16条 この要綱に基づく手続き及びキャンペーンの実施に関し、参加事業者が不利益を被る場合にあっても、観光協会は一切の費用を負担しないものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めのない事項については、別途協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年7月25日から適用する。